

第九十六回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 号

昭和五十七年四月八日(木曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 愛野興一郎君 理事 田名部匡省君

理事 山崎 拓君 理事 上田 卓三君

理事 市川 雄一君 理事 小沢 貞孝君

有馬 元治君 小渡 三郎君

狩野 明男君 倉成 正君

木村 守男君 塚原 俊平君

高橋 辰夫君 細田 吉藏君

吹田 悦君 宮崎 茂一君

堀内 光雄君 上原 康助君

岩垂壽喜男君 坂井 弘一君

中野 雅弘君 中曾根康弘君

出席國務大臣 國務大臣 田邊 國男君

國務大臣 中曾根康弘君

臨時行政調査会 事務局長 山本 貞雄君

行政管理局長 中村 靖君

行政管理局長 古橋源六郎君

行政管理局長 佐倉 尚君

行政管理局長 中 庄二君

委員外の出席者 通商産業省機械

情報産業局電子 岡松壯三郎君

政策課長

資源エネルギー庁公益事業部計 荒尾 保一君

画課長 郵政省電気通信 二木 實君

政策局長 内閣委員会調査 山口 一君

室長

委員の異動

四月七日

上草 義輝君 補欠選任 佐藤 一郎君

川崎 二郎君 泰道 三八君

堀内 光雄君 木村 守男君

同日 木村 守男君 堀内 光雄君

同日 佐藤 一郎君 上草 義輝君

同日 泰道 三八君 川崎 二郎君

同日 堀内 光雄君 木村 守男君

同日 木村 守男君 堀内 光雄君

本日(八日)の会議に付した案件
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(内閣提出第七二号)

○石井委員長

これより会議を開きます。
恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る六日、終了いたしました。

この際、本案に対し、上田卓三君外四名から、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合の共同提案に係る修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。上田卓三君。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○上田(卓三)委員

ただいま議題となりました日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合各派共同提案に係る恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表して、その提案理由及び内容の概要を申し上げます。

恩給法の改正案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の一層の充実を図ろうとすることが提出の理由とされておりますが、恩給改定の実施時期は例年より一カ月繰り下げられて五月から実施されることとされております。処遇の一層の充実どころか、二百五十万人恩給受給者に対する福祉の後退であると申さざるを得ません。

周知のとおり、恩給法改正案の実施時期は、国会における長い間の論議が積み上げられて、昭和

五十二年以降は四月から実施することが定着してまいったのであります。私どもは、福祉の後退は絶対認めるべきでないという立場から修正案を提出するものであります。これが提案の理由であります。

修正案の案文はお手元に配付してありますが、その趣旨を申し上げますと、恩給改定の実施時期の五月を一カ月繰り上げ、例年どおり四月から実施しようとするものであります。

以上が修正案提出の理由及び内容の概要であります。

よろしく御賛成くださいますようお願いいたします。(拍手)

○石井委員長

これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。

田邊総理府総務長官。

○田邊國務大臣

本修正案につきましては、遺憾ながら、政府といたしましては反対でございます。

○石井委員長

これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に入るのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、上田卓三君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石井委員長

起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

第一類 第一号

内閣委員会議録第十号

昭和五十七年四月八日

第一類 第一号

内閣委員会議録第十号

昭和五十七年四月八日

恩給法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○石井委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、田名部匡省君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合の各派共同提案により附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。田名部匡省君。

○田名部委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合各派共同提案に係る恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

- 一 恩給の実施時期については、現職公務員の給与より一年一カ月の遅れがあるので、遅れをなくすよう特段の配慮をするともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。
- 一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図ること。
- 一 扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。
- 一 戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。
- 一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制

限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 現在問題となつてゐるかつて日本国籍を持つてゐた旧軍人軍属等に関する諸案件(解決済みのものを除く)について検討を行うことと。

右決議する。

本案の趣旨につきましては、先般来の当委員会における質疑を通じてすでに明らかになつておることと存じます。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○石井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石井委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、総理府総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。田邊総理府総務長官。

○田邊國務大臣 ただいま御決議いただきました事項につきましては、御趣旨を体し十分検討をしてみたいと存じます。

○石井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石井委員長 次に、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を求めます。中曽根行政管理庁長官。

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中曽根國務大臣 ただいま議題となりました行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案につきましては、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、行政改革を当面する最重要な課題の一つとして位置づけ、その推進に取り組んでいくところであります。その一環として、政府は、行政事務の簡素合理化を進めることとし、去る二月十日に行われた臨時行政調査会の許認可等の整理合理化のための行政改革に関する第二次答申について、今般、これを最大限に尊重し、速やかに所要の施策を実施に移すとの基本方針を決定したところであります。この基本方針を踏まえて、同答申の指摘事項を初めとして行政事務の簡素合理化に関するかねてからの改革合理化の課題のうち、法律改正を要する事項であつて一括して法律改正を提案いたすことが適当と認められる事項について関係法律の整理を行うとともに、あわせて、適用対象等が消滅し及び行政目的を達成したこと等により法律の廃止を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、二つの部分から成つております。

第一章は、許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理に関するものであります。その内容といたしましては、許可、認可等による規制等の行政事務を今日の段階において継続存置する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止することとし、現行の規制等の範囲、方法等これを現状のまま継続することが適当と認められないものにつきましては緩和その他の改革を講ずることとし、行政事務運営の系統等について簡素化することが適当と認められるものにつきましてはこれを促進することとし、これらに伴い十三省庁の三十五法律の規定の整理を行うこととしたしております。

その内訳を申し上げますと、第一に、臨時行政調査会からの行政改革に関する第二次答申関係の事項でありまして、旅券法の一部改正による一般旅券の発給に係る代理申請の範囲の拡大、公衆電気通信法の一部改正によるデータ通信回線利用の規制緩和など十五法律の一部改正を予定いたしております。

第二に、昨年十二月二十八日閣議了解「行政改革の推進に関する当面の措置について」に係る許可、認可等の整理計画関係の事項でありまして、たばこ専売法の一部改正による製造たばこ小売人の指定期間の延長など八法律の一部改正を予定いたしております。

第三に、行政事務の簡素合理化に伴う法律の整理に関する従来の懸案事項でありまして、「トラホーム」予防法の一部改正によるトラホームの予防施設施設に関する必置規制の廃止など十五法律の一部改正、前述の第一及び第二関係事項に係る改正法律と重複する法律を除きますと十二法律の一部改正を予定いたしております。

第二章は、適用対象の消滅等による法律の廃止に関するものであります。その内容といたしましては、適用対象または関係事務の消滅等によりい

わゆる実効性を喪失した法律及び行政目的がほぼ

達成され存置の必要性が乏しくなつたと認められる法律について廃止を行うものであります。これにより、十三府省の三百二十法律を廃止することといたしております。

以上のほか、これらの措置に伴う所要の規定の整備を行うことといたしております。

なお、これらの法律の整理及び廃止は、原則として公布の日から行うこととしております。ただし、特別の事情のあるものにつきましては、それぞれ別に定める日に行うことができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○石井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○石井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。堀内光雄君。

○堀内委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま趣旨説明のありました行政事務の簡素合理化法案について質疑を行います。

この法律案の大きな柱であります許可認可の整理につきましては、第二次臨時行政調査会が真剣に取り組み、取りまとめられた答申に基づくものであります。私は、第二臨調並びに行政庁を初め関係省庁の御努力に対し、心から敬意を表するものでございます。

この法案の一つの柱であります実効性を喪失した法律及び期限の到来した法律三百二十件の廃止は、いまだ二八年前の昭和二十九年に一度実施されて以来のことでありまして、まことに画期的な作業であつたと言えると思います。さらに、許可認可、届け出、報告等の整理に関する臨調からの答申二十四項目につきましても、法改正と政省令の改正によりましてほとんどが実行に移される

ことになったことは、政府の行革に対する真剣な姿勢を示すものと考えまして、高く評価をするものであります。

そこで、まず一つだけ承っておきたいと思ひますのは、臨調の二十四項目の答申の中で十項目が法改正、他は政省令の改正ということになっておりますが、この十項目の法改正のうち、単独の法改正が二項目、一括の法改正が八項目となつてゐるわけでございまして、俗に言われております車検と市民ラジオの二法案だけが単独審議となつた理由が余りはつきりいたしておりません。なぜ単独審議になつたのか、その理由を承りたいと思ひます。

○佐倉政府委員 臨調の二次答申のうち、法律改正の必要なものうちなせ二つを単独にしたかという御質問でございますが、今回の一括法案は、臨調の指摘事項を初めとして行革推進のための当面の措置、それから許可認可等の行政事務の簡素合理化を図る、この二点を目的とするものでございまして、一括法案としましては、法案としてその趣旨、目的が同一であると認められるものにつきまして一括措置したというものでござい

ます。御指摘のとおり、臨調の答申事項のうち、道路運送車両法の一部改正及び電波法の一部改正は単独法として御提案申し上げている次第でござい

ます。その理由でございすけれども、両法案がいずれも行政事務の簡素合理化にとどまらなかつたといひますか、専門的な、技術的な改正事項といふものをその内容としてゐる、それを含んでゐるということでございます。

これをちよつと説明しますと、まず道路運送車両法の改正につきましては、新車の初回の検査証の有効期間の延長等のほかに、臨時行政調査会答申の趣旨の実現のために必要な措置として、ユーザの点検整備の励行を促進するための規定の整備あるいは自動車整備事業の運営の適正化を図るための規定の整備を行うというものでござ

います。行政事務の簡素合理化というこの一括法案の趣旨には必ずしもなじみがないという点が含まれてゐるというものでござい

ます。それから二番目の電波法の一部改正でございすが、これにつきましても、臨調答申の指摘に係る市民ラジオ、いわゆるトランシーバーでございすが、これの免許の廃止ということのほかに、別途、在日公館の無線局の開設に関する改正とS T C W条約の締結のための国内措置に関する改正が予定されております。これらの三つの事項を合

わさして、単独法として電波法の改正を行うことが適当であるというふうに考えられますので、先ほどの自動車の関係とこの電波法の関係は単独法として御提案申し上げることにした次第でござい

ます。○堀内委員 これからも、行革は本番になるわけでありまして、いろいろの法案が出てくると思ひますが、その際に、単独法で審議をされるあるいは一括法案で審議をされるということはそれぞれ

の法案の内容によつて違つてくることは、いまのお話でもわかりました。私がなぜこのようなことを承るかという、一括法でない場合に、とかくそれぞれの部門で専門

的問題については非常に熱心に慎重に御審議をいただけるだらうと思ふのでありますが、専門的視野での論議が中心になつてしまつて、その根本にある行革精神といふものが第二義的に扱われて、広い国民的視野の考えとずれるようなおそれが出てくるのではないかと、その点を常に注意をしてい

かなといひたいと思ふわけであります。まあそんなことはないと思ひますが、これからの法律をくくる場合において、行革精神が損なわれないような審議が行われる方法をぜひとつていただき

たいといふことをまずお願いいたします次第であります。次に、法律の内容について、二承りたいと思ひ

ます。第一はデータ通信の問題であります。臨調答申の精神という中で考えますと、臨調の答申に

は、「データ通信回線の利用については、不特定多数を相手にもつばらメッセージスイッチングを行うシステムを除き自由にする。」ということになつておりますが、今回の法改正あるいはそれに伴うような措置、こういうことで臨調の答申の精神が生かされてゐるのかどうか、これを通産省、郵政省からそれぞれ承りたいと思ひ

ます。○中曾根国務大臣 通産、郵政が御答弁申し上げる前に、私から御答弁申し上げます。

まず、今後の行革法案についてできるだけ一括して提出せよというお話でございますが、私も同感でございまして、できるだけその線で努力したいと思ひ

ます。昨年七月の答申につきまして、行革臨時国会をお願いいたしまして、行革関連特別法という名称のもとに一括法案を提出いたしました。その際いろいろ、これを一括にすることはどうかあるか、あるいは特別の委員会を設置して一括審議に付することはいかであるかという御質問がござい

ました。傾聴すべき御質問であつたと思ひます。しかし、今次行革の大きな政治課題にかんがみまして、この行革を推進する上にな今次行革の目的、趣旨に沿つたものはできるだけ一括してまいり

たい、これが国民の皆様方にも御理解しやすいし、また行革としての実績を国民の前にお示しするといふわれわれの考え方からいまして、努力の焦点を明らかにする意味でもわれわれはそれが適当であると考えた次第でござい

ます。今回の許可認可の一括につきましてもできるだけその線で努力をいたしました。車検の問題と電波法の問題は非常に特別な専門技術の問題がございまして、許可認可だけではないほかの部分がカバーされることになつておりました。したが

はできるだけ一括してまいりたい、そう考えております。

なおデータ通信につきましては、臨調答申をいまお読みいただきましたが、極力その線に沿って今度の許認可の解除は実行したつもりでござい
ます。通産省及び郵政省の間で大激論が実はござ
いました。しかし、大まかに見まして、臨調答申
の線を買くように両省も大乗的に協調していただ
きまして、その線は買き得たと思っております。

今後いわゆるVANと称する付加価値関係のデータ通信の具体的な、細目的な問題も出てまいりますが、これらは将来の課題としてわれわれは検討し、これが果たしてどの程度可能であるかどうか、その必要ありやなしを含めまして、できるだけ両省協調して進めることができるように努力してまいりたいと思っております。

○二木説明員 答えいたします。

ただいまの中曽根行政管理庁長官からの御説明に尽きるわけでございますが、今回一括法の中で改正をお願いしております公衆法の改正につきましては、私どもデータ処理のためであれば自由な回線利用を認めることとしたしまして、従来の許認可事項を大幅に整理合理化したものでございます。その意味で臨調答申の趣旨を最大限に尊重しているものと考えておる次第でございます。

○問松説明員　お答え申し上げます。

今回の一括法に盛りれております公衆法の中身は、国の規制を極力排し民間の創意工夫を最大限に生かすべきであるという臨調答申を最大限に尊重したものでございまして、これによりまして臨調答申をかかなりの程度満たし得るものというふうな考えております。通産省といたしましては、これによりまして自由化の範囲ができるだけ広くなるように、それによって今後のわが国の情報化の促進が大いに進展するようというふうに考えている次第でございます。

具体的措置につきましては郵政省令以下にゆだねられておるところが多いわけでございまして、今後郵政省、行政管理庁、通産省三省庁間で十分

相談、調整をして決定していくことになっておりますので、これによりまして自由化の実を上げるべく、今後私どもといたしましても積極的に取り組んでまいりたい、かように考えている次第でございます。

○堀内委員　ただいま中曾根長官からのお話を承りまして、三省間での話し合いを進められて、恐らく臨調答申の精神に基づいたものができ上がっていくというふうに期待をいたしているわけでございます。

ただ、一番基本になります法律改正ではなくて、省令の改正という処置で行うことになっていゝる部分が多いわけでごさいますして、この省令が著る部分が多いと臨調の精神並びに産業界の要請にこゝたえられない面が多いのではないかとゝうふうに考ゑられますので、ぜひとも法律の成立あるいはば施行までにはこの問題を解決いたしていただきなゝいといふふうにお願ゐをいたします。それでありまゝさんと伝つゝて魂を入れずといふことで、大きな柱は幾つも、三本も四本もござゐますが、その中の一本が効果を発しないことになりかねないやうな感じがいたしますので、中曾根長官によろしくお願ゐを申し上げたいと存じます。

次に臨調答申の二十四の項目の中で、法律改正ではなく政省令において対応するものが十四項目ございます。その中で代表的なものとしては電源開発立地に係る関連の許認可の問題がございします。これは何しろ三十三法律、六十六項目というような大変な許認可、報告、その他にかかわるものでございまして、原子力発電所の運転開始までには十五年、火力発電所の運転開始までには八年かかるというようなことが言われております。いま資源エネルギー庁が中心となって運用合理化を図つていただくことになつていようでございしますが、繁雑な許認可を整理して、一年でも二年でもまず短縮をするような努力をしていただかなければならないと思ひますが、資源エネルギー庁の方で政省令、通達の改正についてどのような手順で各省庁に協力を求められていく考えか、そうい

うことをひとつ承りたいと思います。

○荒尾説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、電源立地のリ・ドタイムが非常に長くなっておりまして、原子力の場合十五年程度になっておるといような実情にございます。

こういうふうには非常に長くなっております。主たる原因としてしましては、原子力の安全性でございいますとか、あるいは環境保全につきまして地元の住民の方々の不安が残っているということが大きな原因と考えられます。これにつきましては、安全性の確保あるいは環境保全に万全を期しつつ地元での理解と協力を得ることが不可欠でございますので、臨調の答申にも指摘されておるように、通産省としては、地元理解の向上のために、通産省政務次官をヘッドにいたしまして、電源立地企画官等を地元へ派遣をし、広報活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

それから、このような地元理解の向上のための措置とあわせまして、先生ただいま御指摘の電源立地手続の円滑化にも努めていく必要があることは当然でございます。随調の答申でも指摘されておりますように、諸手続の現在の制度を一応前提といたしつつ、手続のもたれ合いを排除するといふようなことによりまして運用の改善をし、諸手続の円滑化を進めていくことが必要であるというふうに考えておる次第でございます。このような観点から昨年の九月二十二日に総合エネルギー対策推進閣僚会議に電源立地手続の円滑化についてお図りをするなど、関係省庁にその旨の要請をする行っているところでございます。

通産省といたしましては、電源立地手続には地方公共団体が非常に関係する分野が多いわけでございますので、地方公共団体の御理解、御協力を得つつ、引き続き関係各省庁とも協力をいたしまして、電源立地手続の円滑化に今後とも努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○中曾根国務大臣 電源開発の促進ということ
は、日本のエネルギー事情から見ますと非常に大

事な政策でございまして、今度の許認可の解除の問題でも非常に大きな目玉と心得ておりました。

そこでいま答弁したとおりでございますが、いままでの例を見ると、ややもすると各官庁がもたれたれ合ひで相手の許認可の態度を見ておるとか、あるいは相手が出てこないうちは書類が回ってこないというふうなことであるとか、さまざまな官庁内部で改革を要する点もあつたと思ひます。そういう点はこの際思い切つて同時審査を施行するとか、あるいは官庁間の書類の回転を円滑に、いちいち業者が各官庁を回らなくても官庁内部でそれを回す努力をするとか、そういうさまざまな努力を圖らせまして、大体火力でいままだ八年ぐらひいかかつていた由ですが、これを一年以上短縮するように、原子力で十五年ぐらひいかかつている由であります。これを二年以上短縮するように、一年や二年じゃまだ短いと思うのです、思い切つてそれをさらに短くするように、今後とも通産そのほか地方団体も含めまして努力願ひたいと思つております。

○堀内員 たいだいまの非常に前向きの中曾根長官のお話を承りまして非常に心強く感ずるわけでありますが、この臨調答申二十四のうち十四が政省令の改正でございました。電源立地だけではなく、運転免許証の問題とかいろいろ十四項目。やはり法律の方はこういうところで審議がされ促進をされてまいります。が、政省令の改正というものは法律については、よほど行管庁が主体になつて御指運といったきませんと促進がいくるのではないかと。いうふうな気がいたしておりますので、その点はひとつ臨調の精神を生かして、通達面、政省令の面でも実効を図つていただけるようにお願いを申し上げます。

次に、臨調の問題について承りたいと思います。ただいま審議中の行政事務の簡素合理化法案は臨調の第二次答申に基づくものでありますから、そこで私は、本法案及び、恐らくは今後提案されるであろうところの一連の行政改革法案の基礎となる臨調の審議について、ここでお伺いをいたします。

たしたいと思ひます。

まず第一は、今後の臨調の答申はどのようなスケジュールで出されるものか、大体のところ結構であります。まず御説明をいただきたいと思ひます。

○山本(員)政府委員 答えたいと思ひます。

今週の月曜日、臨時行政調査会におきまして、来る基本答申においていかなる基本答申事項を盛り込むかということ並びに今後のスケジュールについて一応決めたわけであります。

スケジュールから申し上げますと、大体各部会の調査会に對します報告は五月の中旬をめどとして行ふ。そして、これを受けまして、調査会において七月に答申を行ふ、こういうふうなスケジュールでございます。

○堀内委員 順調に調査会の方の審議は進んでいるようでございますが、五月の中旬に部会報告というふうになりますと、相当もう煮詰まってくるに、この臨調に對しての国民の関心あるいは関連する周りからのいろいろの意見や考え方方も白熱をしてくるような感じがいたしてあります。

そこで、臨時行政調査会設置法では、臨調は来年の三月までの期限つき機関であります。そして、何しろ扱う対象が非常に広範かつ膨大でありますから、臨調が超人的な努力をお続けになつても、答申の対象はおのずから限界があるというふうになると思ひます。そこで、臨調の答申事項に對する取り組み方、姿勢でございまして、できるだけ広い範囲の事柄に触れたいということなのか、それとも対象をしぼって深く掘り下げようということなのか、まず教えていただきたいと思ひます。

○山本(員)政府委員 答えたいと思ひます。確かに先生おっしゃいますとおり、非常に臨調の審議期間は短いわけでございます。昨年七月の十日に五十七年度予算の問題につきまして答申を行ひまして、そして九月から来る基本答申に向けて部会活動を開始したわけでございます。したが

まして、おのずから取り上げる事項には限度があるわけでございます。先ほども申し上げました今週月曜日の調査会において基本答申事項を決めたわけでございます。

(委員長退席、愛野委員長代理着席)

ちよつと御紹介いたしますと、四つの部会がございますが、第一部会におきましては、行政改革の理念と重要行政施策のあり方、これを基本答申に盛り込む。それから第二部会におきましては、中央省庁の組織の問題、あるいは出先の問題につきましては基本的な方針、さらに公務員給与のあり方、地方の關係におきまして機能分担あるいは地方財政の仕組みの問題、さらに第四部会におきましては、三公社の経営形態等の合理化問題、こういったことを基本答申に盛り込みたい。残余の問題につきましては最終の時期までに答申を行ふ、こういうふうにしておるわけでございまして、こういう点から御理解いただければよろしく、臨調におきましては、少なくとも基本的な重要な問題は取り上げる、かつ骨太に重点的に取り上げる、こういう観点で基本答申あるいは最終に至るまでの答申事項を取り扱つてまいりたい、こういうことでございまして。

○堀内委員 非常に広範囲にわたつて御審議をいただいているようでございますが、私はなぜこのような質問をするかというのを申し上げますと、行政改革というものはとく総論賛成であり、行政改革の成否というものは端的に言えば、各論の結論というものをいかに結論の結論に近づけるかによつて決まると私は思ふのであります。

そこで、行革を成功させるためには、臨調答申ができるだけ具体的であることが私は望ましいと思ふのです。答申が具体的にあればあるほど、各論反対がやりにくくなつてくると思ひます。行政改革というのは、結論は大体だれでも賛成なんです。行革が必要であるあるいは簡素で効率的な政府にしようというふうなことは、これはもう国民

の完全なコンセンサスだというふうに私は思ひます。

問題は、何をどうすべきか問題があると思ふのであります。具体的に何をどうするかが国民の前に明確に示されることが大切だと私は思ふのであります。手を広げ過ぎて、したがって、いろいろな問題に触れてはいるがとらえどころがないというふうなことに答申内容がなつてしまひますと、行革の成功はおぼつかないと思ひます。

検討対象をしぼつて、密度の濃い具体的な、しかもだれもが納得できるような内容で、各論反対がしにくい、そういう理想的な答申が出されることを私は期待をいたしてゐるわけでございまして。抽象論はいまやみんながわかつてゐるわけなんです。いかに具体的な答申を出すことが出来るかが行革の成否のかぎを握るものだと思います。対象をしぼり密度の濃い答申を実現させてい

ただきたいという私の希望に對しまして、中曾根長官はどのようにお考えになつていらつしやるか、承りたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 やる方の側になつてみますと、まことにごもつともなお考えであると、同感でございます。しかし、これはいづれ臨調がみずからお決めになることでございまして、臨調の方にこういうお話があつたということをお伝えいたしたいと思ひます。

○堀内委員 いまの大臣の御答弁、もちろん臨調がつくることであります。必ず来るのは政府の方に回つてくるわけでございまして。また自由民主党にもかかつてくる問題でございまして。それだけに私は、やはり政府が前向きな姿勢で取り組み考へ方というものを特に臨調にもお伝えをいたしたく同時に、ただ任せきりというだけではなくて、積極的な力強い受け入れ体制というものを含めて大臣に御決意があつてしかるべきだと思ひます。いかがでございませうか。

○中曾根國務大臣 臨調が出してくだつたものについては従来政府は最大限にこれを尊重して、

速やかに実行に移す、こういう基本的態度を持つてまいりました。今回の答申につきましても同様の態度で臨みたいと思つております。われわれも、今度出る答申は基本答申で一番重大な項目が含まれると思ひますから、党、内閣一体になつて万全の体制をつくつていくつもりでおります。

○堀内委員 その問題に含めて、それでは答申のタイミングについてもひとつ承りたいと思ひます。

答申のタイミングは、七月に出る、あるいは秋にも出るかもしれない、来年の三月までかかるとか、いろいろ言われております。それでそのたびに、行革に對する姿勢がふらついたとか何とか、非常にマスコミが騒ぐわけでございまして。しかし、私は、これはどう考えても非常に不毛の議論のような感じがいたすわけであります。答申の時期につきましては、私は次のように考へるのであります。行管庁長官の御所見を承りたいと思ひます。

まず、五十八年度予算に取り組むべき問題はぜひとも七月答申に入れないならぬと思ひます。その第一の理由として、五十六年度決算では、けさの新聞にも大蔵省の数字のようなものが出ておりましたが、かなりの歳入欠陥が出るということが予想されております。第二には、景気が悪いというところで、景気が第一、行政改革のテンポは少し緩めてもよいのではないかと意見も出てきております。第三番目には、貿易摩擦問題の解決策として内需の振興が必要だという声も出てきてゐるわけであります。これらはすべて行政改革の手綱を緩めることとなる可能性を秘めているものだと思ひます。私は、この

ような時期に断固行政改革を貫くためには、五十八年度予算で目に見えて実現されるような事項を七月答申で取り上げて、これを五十八年度予算で実現して国民の前行革の成果を示すことが大切ではないかと思ひます。

レーガン大統領を見てモサッチャー首相を見てモ、自己の信ずる政策は少々の副作用が出て

対に曲げない。失業率が九%になろうが二けたになろうがへこたれない。行政改革などというものは、こういうような強固な意思がなくてはできないと私は思うのであります。なるほど成長率に鈍化は見られてきております。しかし、なお日本の成長率は先進諸国の中で最も高いことも事実であります。ここががまんしのしどころであり、正念場であると思っております。たとえば三公社の問題、府県出先機関の整理、公務員給与の抑制、こういった五十八年度予算に盛り込み得る事項は七月答申に盛り込み、各省庁を督促して、不撓不屈の意思を持ってその実現に当たるべきだと思いますが、いかがでございますか。

○中曾根国務大臣 五十八年度予算との関係でございますが、やはり増税なき財政再建という原則はあくまで守つていかなければならぬと思っております。これは前から私申し上げておるのでございますが、財政当局はやもすれば増税の誘惑に駆られるであらうけれども、政治はその誘惑に屈してはならぬ。初心を貫くべきである、増税というものはやもすれば経費の乱費と予算の膨大化を招く、そういうことを言つておるのでございまして、この原則はさらに堅持していくべきであると考えております。

それから、五十八年度予算と七月答申との関係でございますが、これはどういう答申がまず出てくるのか、それから財政当局が財政状況についてどういう報告を国民や国会やわれわれにしていくか、こういうことをよくにらみ合はした上でないと、われわれの態度というものは決めかねる問題でございます。それらの諸条件を見た上で臨調もわれわれも考えをまとめていくということで、まだその点について言及するのは早過ぎるというように思っています。

しかし一般的に言えることは、やはり手術をする前にカンフルや輸血のことを余り騒がぬ方がいい。手術をやつてみて、そして血圧が下がるとか脈搏が変になるとか体に支障を来すという場合にカンフルや輸血は行わるべきであつて、手術の前

にももちろんいろいろな手当てや準備はしておく必要はあるかもしれませんが、いつどうするかこうするとかというような話は手術をした上での話である、そう考へて、手術をした上に余りそういうことを騒ぐのは医者を信用しないのではないかと、いうことも考へられて、医者の側としても、いろいろ万全の措置を講じてもらはん手術はすべきだとは思ひますけれども、やはり心構えというものがあつて思ふのであります。

（愛野委員長代理退席、委員長着席）

○堀内委員 長官のいまの御答弁で、増税なき財政再建というものをとに断固とやつていかれるというお考え、非常に私は心強く思いますが、後にはちよつとただけでないような気がしますが、私の感じといたしまして、先ほど臨調のスケジュール並びに検討項目というものが報告されましたが、そのときと承つておりました、第一部会、第二部会、第三部会、第四部会を通じて、五十八年度予算に対する問題というものは、どこかに香りがあつたのかもしませんが、ほとんど入つておりません。手術についていろいろな意見を言うより医者を信用してと言ふのですが、医者に対して、やはりこういうところは問題点があるのだということは提起する必要があると思ふのであります。したがういふ、この問題は五十八年度予算について臨調で大いに検討してもらいたいということは言つても何ら差し支えないことではないかと思ひますが、その点についてどのようにお考えか、承りたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 現在不況ということが云々されております。景気の問題も心配しなければならぬのは政治家としてあたりまえであります。現在のこういう事態は行革から起きているのではないのであります。これは世界経済で、あるいはいまままでの経済の運行上からの情勢で来ているので、行革が原因でこういう状態が起きているのではない。このことはよく国民の皆様にもお知り願わなければならぬと思つております。行革は経費の膨張を防ぎ、これを削減し、あるいは機構や人

員を整理し、縮減して、税金を安くする方向に作用する、中期、長期的に見ればそういうことになると思ふのです。ですから、行革なくして景気なし、行革なくして減税なし、これは私の考えの基本でございます。

○堀内委員 ちよつとすれ違つた感じがいたしますが、それでは角度を変えてちよつと御質問申し上げます。

今度の七月答申の中身というものは、やはり私は財政効果のあるものが望ましいと思ふのであります。行政改革と財政再建は次元の違う話であるという主張も理解ができるものであります。しかし、財政再建が難局に差し加かつているからといつて両者を切り離して、財政再建をトカゲのしっぽ切りのように切り捨てる、行政改革の方だけねらいどおり達成できるかという、現実の問題としては、私はむしろかしのではないかと思ふのであります。行政改革のような世紀の大事業というのは、苦しみを通じてはできないと思ひます。すべての人に祝福されて行政改革ができるなどとは絶対に思えないのであります。私は、行政改革という目的を達成するためには、手段としても財政再建を進めなくてはならないと思ひます。それもいわゆる増税なき財政再建の努力を続ける必要がありまして、これはもう大臣のおっしゃるとおりだと思ひます。財政面から歳出を抑制する力、締めてつづける力を利用しながら、行政改革の実を上げなければならぬと私は思ふのであります。財政の再建努力が緩めば、行政改革への意欲も緩んでまいります。熱も冷めてまいります。したがういふ、先ほどの五十八年度予算の問題に絡めて、こういう点について行管庁長官の御所見を承りたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 もう一つ例を申し上げて恐縮ですが、胃潰瘍を治すために断食しようというので、断食をやめる前におかゆや重湯の話をしたら断食が鈍るのであります。断食もできなくなるのです。やはり断食は断食で断行する、そういう心構えに徹することがこの際は大事である。

それから、五十八年度予算に関する問題につきましては、まだ財政当局から国の財政の見通し等についての資料が出ておりません。一体歳入欠陥がどれくらいになるのか、あるいは五十八年度予算に関する税収の模様がどうしよういふふうに移すものであるのか等々、諸般のデータが出てまいりましてからそれは考へるべきものでございまして、いまわれわれがいろいろ申し上げるのは過早である、そう思つておりますし、これらはもちろん財政当局が第一義的にいろいろ資料も提供し、また、もし必要があればわれわれに相談に来るべきものである、そう思つております。

○堀内委員 財政当局の方の状況がわかれば、臨調に対してもそういう努力を検討項目に入れるというところにつながるのでもございます。それとも、臨調の検討項目としてはもう臨調で決めている、五十八年度予算について触れていないような問題はそのまま見過ごしていくということになるのですか。その点を承りたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 そういう話がないうちには、われわれはいままでの方針どおり行革に徹する。財政というものは、行革を推進していくための一つの触発材料ではあります。しかし、財政のためにわれわれは行革をやつてゐるのではない。この原則は貫いていくべきであると思つております。

○堀内委員 財政のために行革をやつてゐるのではありませんが、行革を実行、実現させるために財政の問題も絡んでくるというところは、これはまた事実だと思ひますので、ひとつその点は臨調においても、私が希望いたしますのはそういう問題を真剣に取り組んでいただきたいということでございます。

私は、ずっと見てまいりまして、臨調はどまじめに、真剣に勉強され審議されている審議会はないういふふうに思ひます。また、これをサポートいたしております中曾根長官を初めとする行政管理局のスタッフや臨調の事務局のスタッフの努力も大変なものだといふふうに私は敬意を表しております。しかし、人力には限りがあるといふふう

に思います。そこで、来年三月まで時間があるわけでありまして、どうしても七月に間に合わないものは、当初予定にこだわらず、九月でも十月でも十一月でも、随時に答申を出していければいいと思うのであります。ただ、五十八年度予算で生かしたいもの、これだけは予算要求のスケジュールとの関係で七月答申でないといけないという問題があると思いますが、そういう問題に焦点を絞るとすると、その他の問題は、十分煮詰まっていけるもの、答申だけを七月答申にしようというだけ。時間不足で抽象的な答申というようにしないで、答申があらわれてくるような形は避けるべきではないか。そういう意味で、七月にこだわらずに議論を尽くして答申された方がよいと私は思うわけでありまして。

このようなことを申し上げるのは、一つの理由がございます。先ほど郵政省と通産省のデータ通信についての答申を承りましたが、ニュアンスは非常に前向きで取り組み姿勢だけは見せられましたが、何か奥歯に物が詰まっているような感じがいたしました。今回の法案の中にあるデータ通信の問題、私はこれは内容が十分煮詰まっていなかったのではないかと承知しております。これは私の推察でありますからそうでないかもしれませんが、煮詰まっていけないものが出てきたために、その結果、何が起ったか。郵政省と通産省の権限争いという次元の話になってしまっているような感じがいたします。少なくとも新聞紙上ではそのような取り扱われているわけでありまして。私は、これは中曾根長官が日ごろ言われておりますところの行革の純粋性というものに反するのではないかと思います。

これから行革は本番になってまいるわけでありまして。だんだんハードコアが出てまいりますが、臨調対各省あるいは行革担当省庁である行政管理局対各省、こういうものの中で火花が散るの、これはやむを得ないことだと思っております。が、行革の土俵で各省の権限争いが始まって取捨がつかなくなってしまう、こういうことは私は避けなければならぬと思っております。

ればならないと思っております。そのためには、臨調が十分議論を尽くしてもらって煮詰めたものの答申をもらわなければ困る。議論を煮詰めないまま答申をすれば、データ通信のような混乱があらちこちで生ずるのではないかと、ううううううは心配するものなのであります。国民的課題である行政改革を実現させ成功させるため、そういうものを考えれば考えるほど、この問題というのは真剣によく考えていかなければならないと思っております。こういった混乱を避けるためにも、答申内容は具体的にできるように十分煮詰めてもらおう。ですから、五十八年度予算に絡むもの以外は随時答申でもよいのではないかと私は考えるのであります。が、いかがでありますか。

○中曾根国務大臣 まず、答申の時期でございますが、これは七月が大体中心の基本答申になると思っています。その次は、いままでは来年の三月が最終答申ということになってまいりましたが、これは臨調が独自にお決めなさることで、いままです随時答申ということも言われておりましたが、臨調が適切と思うことを自由におやりなさればいい。臨調もずいぶん深いところまで検討していらつしやるようでありまして、われわれの方からとやかく申し上げるべき問題ではない。臨調が最も適切であるとお考えになったことをおやりいただければ、われわれは受けて立つてやる、そういうことでございまして。

それから、よく詰めてやれというお話は全く同感でございます。データ通信の問題で、一部通産省と郵政省の間で議論がございました。しかし、これは事態に対する認識の差があるもので、それはおのおの責任官庁としての感度の差は実はある、将来に対する展開の見通しの差という問題もあるのだ、一概にこれが対立を責めるべきものではないと思っております。しかし、そういう点は第三者の臨調行政調査会あるいはそのほかのりっぱな方々にそれらの点について見識を持って判断をしていただく。そのために臨調はあるわけでございますが、そういう各省の権限を越えた大局的見

地に立つたお考えに対しては、官庁といえども従うことが適当である、われわれはそういうスタンスで進んでまいりたいと思っております。

○堀内委員 答申自体が明確な具体性を持った形で、実行可能な中で出せるようなものを私はぜひ希望をするわけであります。同時に、臨調の所管であります行政管理局としては、そういう問題について積極的に取り組みをいただきたいというふうな私からお願いを申し上げる次第でございます。

次に、臨調の答申が出た後のことであります。政府が答申の内容をいかに実施に移していくかの問題であります。この取り扱いという問題は政府の全責任で行うというふうに考えてよろしいのであります。

○中曾根国務大臣 臨調の答申に對しましては、内閣を挙げてこれを処理するという態度でいままでも進んでまいりましたし、将来も進んでまいります。

○堀内委員 政府が全責任をとるということは、出てまいりましたものを全部受け入れるとか受け入れないという、逆に政府に取捨選択の自由があるというふうなことでよいのかということをお聞きしたい。承ったわけでございまして、ただいまの大臣のお考えでは、最大限に尊重してこれに取り組みから、実現をさせていくのだということでありまして、恐らくその中で積極的に実現できるものはさせていくということだろうと思っております。

私がなぜこのようにことを伺うかといいますと、当委員会の問題ではありませんが、車検の問題であります。例の定期点検の過料の問題で、臨調が遺憾の意を表明したわけでありまして。率直に言います、臨調が答申をする、それを実行するのは政府である、政府の責任なのでありますから、実施策に臨調で多少気に入らない点があるからといって、臨調という組織がそのような正式な声明を出して批判をするということには若干問題があるのではないかと私は思うのであります。臨調の答申を政府が守ったか守らないか、守ら

なかった点については納得ができる理由があるのかどうか、このことは国会での審議だとか、あるいは世論等で評価が加えられる問題であると思っております。臨調の委員の方々が個人的にいろいろと評価されるのは私は結構であります。組織としての臨調の意見の表明ということになりますと、失礼であります。私は、率直に申し上げて、首をかしげなければならぬという気がいたすわけでありまして。とはいえ、臨調には答申さえしていただければ後はどうでもいいということではもちろんございません。それでは礼を失することになります。答申内容を法案などに具体的に実現する段階で、十分臨調と接点をして答申の真意をただし、実施策についての理解を得る努力が大切だというふうな私は思うわけであります。長官のお考えと、そのような配慮に基づく具体的な対策をお考えかどうか、それをひとつ承りたいと思っております。

○中曾根国務大臣 今回の法案提出に当たりましては、非常に時間が切迫しております。そのためにやや臨調との関係で連絡が不十分の点がありましたことは遺憾でございます。

これから大改革案が出てくるわけでございまして、この法案化、実施化に当たりましては、臨調とも連絡を緊密にいたしまして、有終の美をなしていくようにいたしたいと思っております。

○堀内委員 これからが、いろいろ大きな本番の問題で答申が出てくるわけであります。今回のような問題が再び起こらないように、ぜひ慎重に具体策を考えていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

最後に一つ承ります。来年三月が最終答申になるわけでありまして、この来年三月の最終答申が出されて、臨調は任期が切れておしまいになるわけでありまして。この後のフォローをどうするかというところであります。

今回の臨調の答申、こういうものが非常に成果を上げて実現をされ、大きな効果を上げておりますのは、臨調の随時答申という形で次々答申が出

される、それを政府が真剣に受けとめて実施に移していく、それをまた臨調が横からサポートをしているような形、これが大きな成果を上げてきたものではなかつたかと思ひます。それだけに、臨調の任期が切れた後、最終答申が出た、そのままだとおしまひということでは、まことに残念なことになるのではないかと。第一次臨調の後には行政監理委員会というものが生まれて、そこで第一次臨調の結論、そういうものを取り上げて、さらに新しい問題を取り上げながら大きな効果を上げてきたというふうに思ひます。

そこで私は、この第二次臨調の終わりました、期限の来た後におきまして、いまの委員との継続を考えながら、少数でもよいと思ひますが、強力な常設機関が必要になるのではないかと考えます。それは行政機関でも審議機関でもいいと思ひますが、やはりこういうものを考えて最終答申をフォローしていただく。臨調自身でもこの点はお考えをいただけるようでもございしますが、長官のお考えも承つてまいりたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 この点は臨調自体のお考えになる仕事であると同時に、行政当局としてもまた考へべき仕事の分野である、競合している分野であると思つております。一応臨調がどういうふうにお考えになるか、われわれは静かに待つていたいと思ひますが、われわれ行政当局といたしましても、この臨調の答申を法案化していく場合にいろいろ国民各層の意見も反映させるという点も必要であると思ひますし、これをまた法案を成立させ推進していくためにも、いろいろこれを推進、監視する機関が必要になるのではないかと思つております。

そこで、第一次臨時行政調査会の後には御指摘のように行政監理委員会というものができて、かなり効果を上げたと思ひますが、第二次臨時行政調査会の後におきましても、ある意味におけるこういう制度は必要になるのではないかと想像しております。しかし、これはすべての仕事が終わる間に考へべきことでございまして、われわれは

慎重によく検討いたしてまいりたいと思つております。

○堀内委員 この法案並びに臨調の問題について、行政庁長官のお考えなどをいろいろと承つてまいりました。長官の行革に対する決意の並み並みならぬものを承つたわけでありまして、まことに心強く感ずる次第でございします。

行革は天の声と言われてから一年半になりました。皮肉ではありましようが、最近臨調はどうなつたのかというような声も聞かれることがあります。多少温度が下がつたような感じがしないでもありません。行政改革を、当初の初心を貫かれて、国民的課題であり、いまの日本の財政再建を中心とする第一に必要な問題点であるというふうな考へまして、さらに行政庁長官がこの行政改革について大きな熱意と前向きな姿勢をおとりいただいて、沸騰点に持つていつていただくようからお願いを申し上げる次第でございします。

行政管理局長官を初め関係各位の一層の御努力をお願い申し上げ、世論、国民は引き続き行革に對し中曾根長官を初めとする行革の担当省庁に對しても全力を挙げた味方であるというところを改めて御認識をいただきまして、がんばつていただきたいということを申し上げ、私の言葉を終わらせていただきます。ありがとうございしました。

○石井委員長 次回は、来る十三日火曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案

恩給法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条のうち、附則第八条第一項の改正規定中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に、同条第四項の改正規定中「昭和五十七年四月三十日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め

る。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和五十七年五月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五条第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の恩給法の第一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)の

規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号。以下「法律第百二十一号」という。)の規定、第五条

の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第百八十一号。以下「法律第百八十一号」という。)の規定並びに第六

条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)の規定並びに附則第十四条の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

附則第二条第一項中「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)」を「法律第百五十五号」に、「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改め、同条第二項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改め、附則第三条中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改める。

附則第四条第一項中「昭和五十七年四月三十日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和五十七年五月一日」を「昭和五十七年四月一日」に改める。

附則第五条及び第六条中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改める。

附則第七条第一項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第百八十一号。以下「法律第百八十一号」という。)」を「法律第百八十一号」に改め、同条第二項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改める。

正する法律(昭和四十六年法律第百八十一号。以下「法律第百八十一号」という。)」を「法律第百八十一号」に改め、同条第二項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改める。

附則第八条及び第九条中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改める。

附則第十条中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)」を「法律第百二十一号」に改める。

附則第十一条第一項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)」を「法律第五十一号」に改め、同条第二項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改める。

附則第十五条第二項中「昭和五十七年五月分及び同年六月分」を「昭和五十七年四月分から同年六月分まで」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、約七十億円の見込みである。

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律

第一章 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理(第一条―第三十六条)

第二章 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による法律の廃止(第三十七条―第四十九条)

附則

第一章 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「国際的契約」の下に「(不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項をその内容とするおそれがあると認めて公正取引委員会規則で定める種類に属するものに限る。)」を加え、「写」を「写し」に、「添付して」を「添付して」に改め、同条第三項を削る。

第八十八条の三中「政令」の下に「又は公正取引委員会規則」を加える。

(風俗営業等取締法の一部改正)

第二条 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「六月」を「一年」に改める。

(統計法の一部改正)

第三条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「指定統計調査に関する事務に従事せしめるため」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

都道府県に、統計主事を置く。

市町村に、統計主事を置くことができる。

第十条第四項中「の事務」を「に関する専門的技術的事務」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十三条中「第十条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者、同条第三項但書に該当する者及び前条に掲げる者」を「統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者及び統計調査員」に改める。

(旅券法の一部改正)

第四条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 第一項の一般旅券の発給の申請に係る書類及び写真の提出は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じてすることができ、

一 申請者の配偶者又は二親等内の親族

二 前号に掲げる者のほか、申請者の指定した者(申請者の出頭がやむを得ない理由により困難であると国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が認める場合に限り。)

(たばこ専売法の一部改正)

第五条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第六十五条の見出し中「器具機械」を「製造用機械」に改め、同条中「製造用器具機械」を「製造用機械」に改める。

第六十六条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「製造用器具機械」を「製造用機械」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六十八条の見出し中「許可取消」を「許可の取消し」に改め、同条第一項中「製造用器具機械」を「製造用機械」に改め、同条第二項中「取消」を「取消し」に改める。

第六十九条第一項中「左に」を「次に」に、「製造用器具機械」を「製造用機械」に改める。

第七十五条第一項中「製造用器具機械」を「製造用機械」に改める。

(塩専売法の一部改正)

第六条 塩専売法(昭和二十四年法律第一百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「三年」を「五年」に改める。

(砂糖消費税法の一部改正)

第七条 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当する砂糖類」を「税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十五条第一項若しくは前条第一項の規定に該当する砂糖類」に、「若しくは、政令で定めるところにより」を「若しくは」に、「第十六条第一項の規定に該当するもの」を「前条第一項の規定に該当するもの」に、「しななければならない」を「すべきことを命ずることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の命令を受けた者は、当該砂糖類の包装の見やすい箇所に大蔵省令で定める印影による表示をしなければならない。

第二十條第六項中「第一項」を「税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、第一項に、若しくは、政令で定めるところにより」を「若しくは」に、「しななければならない」を「すべきことを命ずることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第十七条第二項の規定は、前項の命令を受けた者について準用する。

第三十七條第二号中「第十七条又は第二十條第六項」を「第十七条第二項(第二十條第七項において準用する場合を含む。)」に改める。

(トランプ類税法の一部改正)

第八条 トランプ類税法(昭和三十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「その他政令で定めるトランプ類」を「その他のトランプ類」に改め、「手続により、税務署長又は税関長の承認を受けた」を削り、「第三十三條、第三十四條」を「から第三十四條までの規定」に改める。

(石油ガス税法の一部改正)

第九条 石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第三十條第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(国税徴収法の一部改正)

第十条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第百零四條第四項第一号中「第百零四條(最高価申込者の決定)又は第百零五條(複数落札入札制による最高価申込者の決定)の規定により最高価申込者」を「第百零四條から第百零五條まで(最高価申込者等の決定)の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者(以下この項、第百零六條第一項及び第二項(入札又は競り売りの終了の告知等)、第百零八條第一項及び第二項(公売実施の適正化のための措置)並びに第百十四條(買受申込み等の取消し)において「最高価申込者等」という。))に改め、同項第四号中「取消し」を「取消し」に改め、同項第五号とし、同項第三号中「(買受申込み等の取消し)を削り、最高価申込者」を「最高価申込者等」に、「買受を」を「買受けを」に改め、同項の次に次の一号を加える。

四 第百十五條第三項(買受代金の納付)の規定により最高価申込者が買受代金を納付した場合において、次順位買受申込者が納付した公売保証金があるとき。

第百零四條の次に次の一条を加える。

(次順位買受申込者の決定)

第百零四條の二 徴収職員は、入札の方法により不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産等(以下「不動産等」という。)の公売をした場合において、最高価申込者の入札価額(以下この条において「最高入札価額」という。)に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの)に限る。第三項において同じ。による入札者(前条第二項の規定により、くじで最高価申込者を定めた場合には、当

該最高価申込者以外の最高の価額の入札者とする。第三項において同じ。から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない。

2 前項の次順位による買受けの申込みは、最高価申込者の決定後直ちにしなければならない。

3 第一項の場合において、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が二人以上あるときは、くじで定める。

第六六条の見出し中「せり売」を「競り売り」に改め、同条第一項中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に、「以下次項」を「次項」に、「せり売」を「競り売り」に改め、同条第二項中「不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産権等（以下「不動産等」という。）を「不動産等」に、「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改める。

第七七条第一項中「又は」の下に「次順位買受申込者が定められていない場合において」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第八八条第一項第一号中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改め、同項第三号中「買受申込」を「買受申込み」に改め、同条第二項中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改める。

第九九条第四項中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2 次順位買受申込者を定めている場合において、次の各号の一に該当する処分又は行為があつたときは、税務署長は、当該各号に掲げる日において次順位買受申込者に対して売却決定を行う。

一 税務署長が第八八条第二項（最高価申込者等の決定の取消し）の規定により最高価申込者に係る決定の取消しをしたとき。

当該最高価申込者に係る売却決定期日
二 最高価申込者が次条の規定により入札の取消しをしたとき。当該入札に係る売却決定期日
三 最高価申込者である買受人が次条の規定により買受けの取消しをしたとき。当該取消しをした日
四 税務署長が第十五条第四項（売却決定の取消し）の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをしたとき。当該取消しをした日

第十四条の見出し中「買受申込み等の取消し」に改め、同条中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に、「買受を」を「買受けを」に改める。

第十五条第一項中「売却決定の日」の下に「買受人が次順位買受申込者である場合にあっては、同日から起算して七日を経過した日」を加える。

第十七条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

（学校教育法の一部改正）
第十一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に、「文部大臣の承認を受け」を「文部大臣に届け出」に改める。

（社会教育法の一部改正）
第十二条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「及び社会教育主事補」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（厚生省設置法の一部改正）
第十三条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条十一号を次のように改める。
六十一 削除
第十四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第二十条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、厚生大臣は、検査所に、販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができる。

（保健所法の一部改正）
第十四条 保健所法（昭和二十二年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第八条ただし書を削る。

第十五条 「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一項又ハ前項」を「前二項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「第十条」を「第八条」に改める。

第四条第二項中「第七条ニ於テ之ニ同ジ」を削る。

第五条中「予防及治療ニ関スル施設ヲ為スベシ」を「予防方法及治療ヲ施行スベシ」に改める。

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とする。

第九条中「第四項」を「第三項」に改め、同条を第七条とし、第十条から第十二条までを二条ずつ繰り上げる。

（寄生病予防法の一部改正）
第十六条 寄生病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七條第一項」を「第七條」に改める。

（性病予防法の一部改正）
第十七条 性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「都道府県」の下に「又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、「設置しなければならない」を「設置すること」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正）
第十八条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「都道府県知事の管理に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員」を「都道府県にあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員」に改める。

第三条の二及び第三条の三を次のように改める。

第三条の二 都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証（以下「免許証」という。）を交付しなければならない。

第三条の三 都道府県にあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿を備

え、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師（以下「施術者」という。）の免許に関する事項を登録する。

第十一條 第一項中「ものの外」を「もののほか」に、「書換交付」を「交付、書換え交付」に、「及び提出」を「返納及び提出並びにあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿の登録、訂正及び消除」に改める。

第十四條 第一号中「第三条の三又は第九条の二第一項若しくは」を「第九条の二第一項又は」に改め、「これらの規定を」を削り、同条第三号中「第十六條第一項」を「第十條第一項」に改める。

（医師法の一部改正）
第十九條 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第六條 第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

（診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正）
第二十條 診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七條 中「氏名、本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者についてはその国籍名）、登録年月日その他免許に関し省令で定める」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許に関する」に改める。

第八條 第三項、第十一條第一項及び第十二條第一項中「住所地の」を削る。

第十三條 から第十五條までを次のように改める。

第十三條 から第十五條まで 削除

第十六條 中「返納及び提出」を「交付、書換え交付、再交付、返納及び提出並びに」に、「並びに氏名、本籍、住所、死亡及び失踪の届

出」を「の登録、訂正及び消除」に改める。

（柔道整復師法の一部改正）
第二十一條 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第六條 及び第七條を次のように改める。

（柔道整復師名簿）
第六條 都道府県に柔道整復師名簿を備え、柔道整復師の免許に関する事項を登録する。

第七條 削除

第九條 中「並びに免許証」を「免許証」に、「及び返納」を「返納及び提出並びに柔道整復師名簿の登録、訂正及び消除」に改める。

第十一條 都道府県知事は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員に、試験に関する事務を行わせる。

第二十八條 第一号中「第七條又は第十九條第一項若しくは」を「第十九條第一項又は」に改める。

（歯科医師法の一部改正）
第二十二條 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第六條 第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

（歯科衛生士法の一部改正）
第二十三條 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第七條 第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

（歯科技工法の一部改正）
第二十四條 歯科技工法（昭和三十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七條 第三項中「毎年十二月三十一日現在に

おいて、その」を「厚生省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

（保健婦助産婦看護婦法の一部改正）
第二十五條 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第三十三條 中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

（薬剤師法の一部改正）
第二十六條 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第九條 中「厚生省令の定めるところにより、毎年十二月三十一日現在において、その」を「厚生省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

（肥料取締法の一部改正）
第二十七條 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第三十條 の見出し中「肥料検査吏員」を「肥料検査員」に改め、同条第一項中「肥料検査吏員」を「都道府県の職員」に改め、同条第三項中「置き、肥料検査吏員は、都道府県に置かれる」を「置く」に改め、同条第五項を第六項とし、同条第四項中「肥料検査吏員」を「肥料検査員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する職務を行う都道府県の職員を肥料検査員と称する。

（獣医師法の一部改正）
第二十八條 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一條 中「毎年十二月三十一日現在におけるその」を「省令で定める二年ごとの年の十

二月三十一日現在における」に、「翌年一月三十一日」を「当該年の翌年一月三十一日」に改める。

（高圧ガス取締法の一部改正）
第二十九條 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十四條 第一項及び第三項に次のただし書を加える。

ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十四條 第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種製造者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十四條の三 第三項に次のただし書を加える。

ただし、販売のための施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十九條 第二項中「前項」を「第一項」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、消費のための施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第四十二条に次のただし書を加える。

ただし、製造のための設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第八十三条第一号中「第十四条第三項」を「第十四条第二項若しくは第四項、第十四条の三第二項」に改め、「第十七条第二項」の下に「第十九条第二項」を加える。

(計量法の一部改正)
第三十条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第八十一条の八中「三年」を「五年」に、「但し」を「ただし」に改める。
(電気工事法の一部改正)
第三十一条 電気工事法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に、「都道府県」を「都道府県は、条例で、」に、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第二項中「政令」を「条例」に改める。
(道路運送法の一部改正)
第三十二条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。
第九十九条第一項中「供するもの」の下に「最大積載量が運輸省令で定めるトン数以上であるものに限る。」を加え、「自家用貨物自動車」

車」を「届出対象自家用貨物自動車」に改め、「変更しようとするとき」の下に「(次項の規定により届出をすべきときを除く。)」を加え、同条第二項中「自家用貨物自動車」を「届出対象自家用貨物自動車」に改め、「廃止したとき」の下に「又は前項の届出に係る自動車改造により届出対象自家用貨物自動車でなくなつたとき」を加える。

(公衆電気通信法の一部改正)
第三十三条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第五十五条の十一第二項を次のように改める。

2 公社又は会社は、二人以上の者から、これらの者が同一の電気通信回線を使用する特定通信回線使用契約の申込みを受けたときは、その申込みに係る者の業務上の関係又はこれらの者の当該電気通信回線を使用する態様が郵政省令で定める基準に適合する場合に限り、その申込みを承諾することができる。

第五十五条の十三の次に次の一条を加える。
(他人の設置した電子計算機等の接続)
第五十五条の十三の二 公社又は会社は、特定通信回線使用契約者から、前条第一項の契約に係る電気通信回線に、当該契約に係る使用のために、他人の設置した電子計算機等を接続すべき旨の請求を受けたときは、当該電子計算機等がデータ通信技術基準に適合し、かつ、当該他人が当該電子計算機等につき、第五十五条の十二に規定する特定通信回線使用契約者に係る義務と同様の義務を負うべき旨の同意書を公社又は会社に提出した場合に限り、その接続を承諾することができる。

2 公社又は会社は、前項の同意書に係る義務が履行されないときは、同項の接続の承諾を取り消すことができる。

第五十五条の十五第一項を次のように改める。
公社又は会社は、公衆通信回線使用契約の申込みを受けた場合で、その申込みに係る公衆通信回線及び交換設備の状況並びにこれらを使用する態様が、加入電話又は加入電信に係る公衆電気通信業務の提供に支障を及ぼさないようにするため公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する場合に、その申込みを承諾しなければならない。

第五十五条の十六を次のように改める。
(相互接続)
第五十五条の十六 公社又は会社は、特定通信回線使用契約者又は公社若しくは会社と公衆通信回線使用契約を締結した者(以下「公衆通信回線使用契約者」という。)から、その契約に係る電気通信回線と郵政省令で定める電気通信回線とを相互に接続すべき旨の請求を受けた場合において、その請求に係る電気通信回線の使用の態様が郵政省令で定める場合に該当するときは、その接続を承諾することができる。

2 公社又は会社は、前項の請求に係る電気通信回線の使用の態様が同項の郵政省令で定める場合に該当しない場合においても、その態様が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は会社が郵政大臣の認可を受けた場合は、その請求を承諾することができる。

第五十五条の十八中「第五十五条の十一第二項の規定は二人以上の者が同一の電子計算機等を使用する公衆通信回線使用契約の申込みの承諾について、同条第三項」を「第五十五条の十一第三項」に改める。
(建築士法及び建築士法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十四条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第十五項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

第三十五条 建築士法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第七項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

第三十六条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。
第十三条の四第一項中「前条第一項」を「都道府県は、前条第一項」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「都道府県」を「条例で、」に、「置く」を「置くことができる」に改める。

第二章 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による法律の廃止
(総理府関係法律の廃止)
第三十七条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 昭和二十八年年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律(昭和二十八年法律第百七十九号)
二 皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律(昭和三十四年法律第十六号)
三 昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律(昭和四十八年法律第百二十号)
(法務省関係法律の廃止)
第三十八条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 司法官試験実地修習期間に関する法律(明治三十九年法律第四号)
二 外国人又は外国法人の物権の登記に関する法律(明治三十二年法律第七十一号)
三 商法施行前に登記のない株式会社の登記に関する法律(明治三十三年法律第四十九号)
四 植林のため設定した地上権登記に関する法律(明治三十三年法律第七十九号)
五 司法官試験実地修習期間に関する法律(明治三十四年法律第五号)
六 司法官試験実地修習期間減縮に関する法律(明治三十八年法律第三十二号)
七 判事及び検事の休職並びに判事の転所に関する法律(大正二年法律第七号)

八 司法官試験及び弁護士試験の資格に関する法律（大正十二年法律第五十二号）

九 判事及び検事の退職並びに判事の転所に関する法律（昭和二十年法律第五十六号）

十 副検事の任命資格の特例に関する法律（昭和二十二年法律第九十九号）

（外務省関係法律の廃止）

第三十九条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 移民保護法（明治二十九年法律第七十号）、
二 海外移住組合連合会に対する政府貸付金の出資等に関する法律（昭和十二年法律第四十三号）

（大蔵省関係法律の廃止）

第四十条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 台湾銀行補助法（明治三十二年法律第三十五号）

二 府県監獄費及び府県監獄建築修繕費の国庫支弁に関する法律（明治三十三年法律第四号）

三 沖縄県及び東京府管内伊豆七島における国税徴集に関する法律（明治三十五年法律第二十三号）

四 官庁における印刷局製造の物件買入れに関する法律（明治四十年法律第五号）

五 沖縄県の負担及び国庫補助に関する法律（明治四十一年法律第三号）

六 樺太事業公債法（大正七年法律第二十一号）

七 道路公債法（大正九年法律第五十九号）

八 台湾事業公債法（大正十一年法律第十三号）

九 朝鮮事業公債法（昭和二年法律第十一号）

十 昭和二年及び三年における支那事件に関する一時賜金として交付する公債発行に関する法律（昭和四年法律第四十一号）

十一 国際決済銀行に租税等を課さないことに関する法律（昭和六年法律第六十七号）

十二 満洲事件に関する経費支弁のための公債発行に関する法律（昭和七年法律第一号）

十三 不動産融資及損失補償法（昭和七年法律第二十四号）

十四 昭和八年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和八年法律第三号）

十五 昭和八年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和八年法律第二十三号）

十六 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和九年法律第五号）

十七 満洲事件に関する一時賜金として交付する公債発行に関する法律（昭和九年法律第七号）

十八 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和九年法律第二十四号）

十九 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債第二次追加発行に関する法律（昭和九年法律第三十一号）

二十 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十年法律第十三号）

二十一 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十年法律第十四号）

二十二 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てるための公債第二次追加発行に関する法律（昭和十年法律第二十一号）

二十三 南朝鮮鉄道株式会社所属鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十年法律第二十七号）

二十四 昭和十一年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十一年法律第三号）

二十五 岩手軽便鉄道株式会社所属鉄道ほか三

鉄道及び兼業に属する資産の買収のための公債発行に関する法律（昭和十一年法律第十八号）

二十六 江当軌道株式会社所属軌道の経営廃止に対する補償のための公債発行に関する法律（昭和十一年法律第十九号）

二十七 昭和十二年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十二年法律第八号）

二十八 昭和十二年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十二年法律第二十九号）

二十九 帝国の満洲国における治外法権の撤廃及び南満洲鉄道附属地行政権の調整ないし移譲に伴い退官退職した者等に交付する公債発行に関する法律（昭和十二年法律第三十六号）

三十 横濱鉄道株式会社所属鉄道ほか三鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十二年法律第三十七号）

三十一 昭和十三年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十三年法律第六号）

三十二 昭和十三年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十三年法律第二十一号）

三十三 昭和十四年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十四年法律第二号）

三十四 朝鮮鉄道株式会社所属金泉慶北安東間鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十四年法律第二十一号）

三十五 昭和十四年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十四年法律第二十九号）

三十六 今次の戦争に関する特別賜金として交付するための公債発行に関する法律（昭和十四年法律第三十一号）

三十七 昭和十五年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十五年法律第六号）

三十八 昭和十五年度一般会計歳出の財源に充

てるための公債追加発行に関する法律（昭和十五年法律第六十八号）

三十九 今次の戦争に関する一時賜金として交付するための公債発行に関する法律（昭和十五年法律第六十九号）

四十 金華山軌道株式会社及び朝倉軌道株式会社所属軌道の経営廃止に対する補償のための公債発行に関する法律（昭和十五年法律第八十四号）

四十一 樺太鉄道株式会社所属鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十五年法律第八十五号）

四十二 朝鮮銀行法及び台湾銀行法の臨時特例に関する法律（昭和十六年法律第十五号）

四十三 昭和十六年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十六年法律第二十三号）

四十四 昭和十六年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十六年法律第三十一号）

四十五 留萌鉄道株式会社及び新潟臨港開発株式会社所属鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十六年法律第八十一号）

四十六 田名部運輸軌道株式会社所属軌道の経営廃止に対する補償のための公債発行に関する法律（昭和十六年法律第八十二号）

四十七 昭和十七年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十七年法律第二号）

四十八 昭和十八年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十八年法律第九号）

四十九 北海道鉄道株式会社所属鉄道ほか十一

鉄道買収のための公債追加発行に関する法律（昭和十八年法律第二十四号）

五十 多摩島鉄道株式会社所属新義州南市間鉄道買収のための公債追加発行に関する法律（昭和十八年法律第二十五号）

五十一 朝鮮における米穀の生産を確保するた

- めの補給金及び企業の整備に要する経費の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十八年法律第九十三号）
- 五十二 台湾における米穀の生産を確保するための補給金の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十八年法律第九十四号）
- 五十三 昭和十九年度一般会計歳出の財源に充てる等のための公債発行に関する法律（昭和十九年法律第八号）
- 五十四 昭和二十年年度一般会計歳出の財源に充てる等のための公債発行に関する法律（昭和二十年法律第十八号）
- 五十五 軍人及び軍属以外の者に交付された賜金国庫債券を無効とすることに關する法律（昭和二十一年法律第四号）
- 五十六 復興金融公庫及び産業復興公団出資払込金支弁のための公債発行に関する法律（昭和二十一年法律第四十七号）
- 五十七 帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の経費支弁のための借入金等に関する法律（昭和二十一年法律第五十五号）
- 五十八 昭和二十一年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和二十一年法律第六十四号）
- 五十九 昭和二十一年度一般会計終戦処理費の財源に充てるための借入金に関する法律（昭和二十二年法律第十号）
- 六十 食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年年度において負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭和二十二年法律第八十六号）
- 六十一 昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律（昭和二十三年法律第十五号）
- 六十二 簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支払による損失の補てんに関する法律（昭和二十三年法律第百六十三号）
- 六十三 造幣庁据置運転資本の増加等に関する法律（昭和二十四年法律第八号）
- 六十四 昭和二十四年度の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律（昭和二十四年法律第十三号）
- 六十五 大蔵省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十四年法律第三十一号）
- 六十六 印刷庁特別會計の固有資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十四年法律第三十二号）
- 六十七 臨時宅地賃賃価格修正法（昭和二十四年法律第八十五号）
- 六十八 昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期等に関する法律（昭和二十五年法律第六号）
- 六十九 大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第十九号）
- 七十 食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二十八号）
- 七十一 農業共済再保険特別會計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二十九号）
- 七十二 昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律（昭和二十五年法律第六十六号）
- 七十三 米國対日援助見返資金特別會計からする電気通信事業特別會計及び国有林野事業特別會計に対する繰入金並びに日本国有鐵道に対する交付金に関する法律（昭和二十五年法律第六十六号）
- 七十四 船舶公園の共有持分の処理等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号）
- 七十五 外国為替特別會計の資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十三号）
- 七十六 農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに關する法律（昭和二十六年法律第二十一号）
- 七十七 食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十六年法律第六十九号）
- 七十八 食糧配給公園の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律（昭和二十六年法律第七十号）
- 七十九 一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別會計から繰入金に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十三号）
- 八十 農業共済再保険特別會計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十五号）
- 八十一 漁船再保険特別會計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十七年法律第四十八号）
- 八十二 農業共済再保険特別會計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十七年法律第五十号）
- 八十三 地方公共団体職員給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律（昭和二十七年法律第六十三号）
- 八十四 昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十七号）
- 八十五 食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十七年法律第三百二十八号）
- 八十六 日本国有鐵道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十六号）
- 八十七 昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十一号）
- 八十八 漁船再保険特別會計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十八年法律第二十九号）
- 八十九 昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律（昭和二十八年法律第四十号）
- 九十 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律（昭和二十八年法律第七十七号）
- 九十一 特別減税國債法（昭和二十八年法律第二百七十八号）
- 九十二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百二十号）
- 九十三 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十八号）
- 九十四 農業共済再保険特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十二号）
- 九十五 昭和二十八年年度における特別飢害復旧特別會計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部から繰入金に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十三号）
- 九十六 食糧管理特別會計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十八年法律第二百八十号）
- 九十七 漁船再保険特別會計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金

金に関する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）

九十八 昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十九年法律第四号）

九十九 財政法第四十二条の特例に関する法律（昭和二十九年法律第三十一号）

百 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十九年法律第三十三号）

百一 北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律（昭和二十九年法律第五十三号）

百二 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十九年法律第二百十四号）

百三 昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第二百二十号）

百四 昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律（昭和三十年法律第十五号）

百五 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十年法律第四十七号）

百六 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十年法律第四十八号）

百七 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十年法律第四十九号）

百八 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例

に関する法律（昭和三十年法律第六十七号）

百九 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律（昭和三十年法律第三十三号）

百十 昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十年法律第四十九号）

百十一 食糧管理特別会計の昭和三十年年度における損失をうめるための措置に関する法律（昭和三十一年法律第二十三号）

百十二 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十一年法律第二十四号）

百十三 昭和三十一年年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第六十九号）

百十四 昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十一年法律第二号）

百十五 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十一年法律第十六号）

百十六 昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十一年法律第四号）

百十七 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十三年法律第十四号）

百十八 食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十三年法律第二十三号）

百十九 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第六号）

百二十 昭和三十三年産米穀についての所得税

の臨時特例に関する法律（昭和三十四年法律第九号）

百二十一 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十四年法律第二十六号）

百二十二 米価安定特別会計において昭和三十三年産の生米及び籾を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十四年法律第六十二号）

百二十三 昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十五年法律第四号）

百二十四 一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計から繰入金に関する法律（昭和三十五年法律第八十八号）

百二十五 昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十五年法律第六十六号）

百二十六 昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十七年法律第一号）

百二十七 昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十八年法律第二号）

百二十八 オリピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律（昭和三十八年法律第二十七号）

百二十九 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十八年法律第七十一号）

百三十 昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十九年法律第一号）

百三十一 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十九年法律第八十三号）

百三十二 昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十年法律第一号）

百三十三 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和四十年法律第五十五号）

百三十四 昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十一年法律第五号）

百三十五 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）

百三十六 昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十一年法律第四十八号）

百三十七 昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十三年法律第一号）

百三十八 昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十四年法律第一号）

百三十九 漁船再保険及農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和四十五年法律第六十六号）

百四十 昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十六年法律第三号）

百四十一 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律（昭和四十六年法律第十四号）

百四十二 昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十七年法律第四号）

百四十三 昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十八年法律第一号）

百四十四 農産物に関する日本国とアメリカ合

衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法（昭和四十八年法律第二十四号）
（文部省関係法律の廃止）

第四十一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 公立学校の教育公務員と地方公共団体の職員との兼職についての臨時措置に関する法律（昭和二十六年法律第三号）
二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百四十九号）
三 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十号）
四 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十一号）
五 昭和三十三年九月の風水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法（昭和三十三年法律第九十一号）
六 昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七十六号）
七 昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七十七号）
八 昭和三十六年五月の風水害、同年六月及び七月の風水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭和三十六年法律第八十九号）
九 昭和三十六年六月及び七月の風水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復

旧に関する特別措置法（昭和三十六年法律第九十号）
（厚生省関係法律の廃止）

第四十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和二十四年法律第二百七十二号）
二 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律（昭和二十五年法律第二百十二号）
三 国民健康保険再建整備資金貸付法（昭和二十七年法律第四十四号）
四 医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第九十一号）
五 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十六号）
六 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十七号）
七 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十八号）
八 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十号）
九 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十一号）
十 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行われる母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十二号）
十一 医師国家試験予備試験の受験資格の特例

に関する法律（昭和三十年法律第八十四号）
十二 医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和三十一年法律第六十五号）
十三 昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭和三十四年法律第八十四号）
十四 昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法（昭和三十四年法律第八十五号）
十五 昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法（昭和三十四年法律第八十六号）
十六 昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭和三十四年法律第八十七号）
十七 昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和三十四年法律第八十八号）
十八 昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法（昭和三十四年法律第八十九号）
十九 昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法（昭和三十四年法律第九十号）
二十 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百六号）
二十一 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧

費に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百七号）
二十二 昭和三十六年六月及び八月の風水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百八号）
二十三 医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百三十一号）
（農林水産省関係法律の廃止）

第四十三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 農林中央金庫特別融通及損失補償法（昭和七年法律第三十二号）
二 農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭和十二年法律第七十七号）
三 臨時農村負債処理法（昭和十三年法律第六十九号）
四 森林資源造成法（昭和二十年法律第三十五号）
五 農林漁業組合再建整備法（昭和二十六年法律第四十号）
六 閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社及びたぬ米価格安定資金の処分に関する法律（昭和二十七年法律第二十号）
七 小型機船及び網漁業整理特別措置法（昭和二十七年法律第七十七号）
八 十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭和二十七年法律第三十四号）
九 農業災害補償法の臨時特例に関する法律（昭和二十八年法律第四十五号）
十 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律（昭和二十八年法律第四十六号）
十一 農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第九十号）
十二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭

和二十八年法律第二百三十五号)

十三 昭和二十八年台風第十三号による被害農

地の除塩事業に対する特別措置法(昭和二十

八年法律第二百七十一号)

十四 昭和二十八年における冷害等による被害

農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

(昭和二十八年法律第二百七十五号)

十五 特定海域における漁船の被害に伴う資金

の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法

律第一号)

十六 北海道における国有林野の風害木等の売

払代金の納付に関する特別措置法(昭和二十

九年法律第二百十八号)

十七 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに

同年の冷害による被害農家に対する米麦の売

渡の特例に関する法律(昭和二十九年法律第

二百二十八号)

十八 昭和三十年六月及び七月の水害による被

害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法

律(昭和三十年法律第三十七号)

十九 日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特

例に関する法律(昭和三十年法律第九十六

号)

二十 農業協同組合整備特別措置法(昭和三十

一年法律第四十四号)

二十一 北海道における国有の魚田開発施設等

の譲与等に関する法律(昭和三十二年法律第

四号)

二十二 昭和三十一年の災害による被害農家に

対する米穀の売渡の特例に関する法律(昭和

三十二年法律第五十七号)

二十三 農業災害補償法第七十九条第四項の共済

掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律

(昭和三十二年法律第二十一号)

二十四 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪

雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の

売渡の特例に関する法律(昭和三十三年法律

別積立金の処分等に関する臨時措置法(昭和

三十四年法律第四十七号)

二十六 小かん加糖れん乳等の製造の用に供す

るため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特

例に関する法律(昭和三十四年法律第五十七

号)

二十七 臨時てん菜糖製造業者納付金法(昭和

三十四年法律第九十三号)

二十八 昭和三十四年七月及び八月の水害又は

同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産

業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法

(昭和三十四年法律第六十九号)

二十九 昭和三十四年八月及び九月の風水害に

よる任意共済に係る保険金の支払等にあてる

ための資金の融通に関する特別措置法(昭和

三十四年法律第七十号)

三十 昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年

八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひよ

うによる被害農家に対する米穀の売渡の特例

に関する法律(昭和三十四年法律第八十

号)

三十一 昭和三十四年九月の暴風雨により塩害

を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別

措置法(昭和三十四年法律第八十一号)

三十二 昭和三十四年九月の風水害を受けた漁

業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に

関する特別措置法(昭和三十四年法律第八

十二号)

三十三 昭和三十五年五月のチリ地震津波によ

る災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に

関する特別措置法(昭和三十五年法律第八

号)

三十四 昭和三十五年五月のチリ地震津波によ

る災害を受けた漁村における漁民の共同利用

に供する特定の漁業施設の設置に関する特別

措置法(昭和三十五年法律第九号)

三十五 昭和三十五年五月のチリ地震津波によ

る災害を受けた漁業者の共同利用に供する小

十五年法律第一百十号)

三十六 漁業権存続期間特例法(昭和三十六年

法律第一号)

三十七 昭和三十六年五月、六月、七月、八

月、九月及び十月の天災についての天災によ

る被害農林漁業者等に対する資金の融通に関

する暫定措置法の適用の特例に関する法律

(昭和三十六年法律第九十六号)

三十八 昭和三十六年五月の風水害若しくは水

害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月

及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月

の北米濃地震による災害を受けた農林水産業

施設の災害復旧事業等に関する特別措置法

(昭和三十六年法律第二百二十号)

三十九 昭和三十六年九月の第二室戸台風によ

る災害を受けた漁業者の共同利用に供する小

型の漁船の建造に関する特別措置法(昭和三

十六年法律第二百二十一号)

四十 昭和三十八年四月から六月までの長雨に

ついで天災による被害農林漁業者等に対す

る資金の融通に関する暫定措置法の適用の特

例に関する法律(昭和三十八年法律第三百

二号)

四十一 昭和三十九年四月から五月上旬までの

長雨等についての天災による被害農林漁業者

等に対する資金の融通に関する暫定措置法の

適用の特例に関する法律(昭和三十九年法律

第二百二十五号)

四十二 魚価安定基金の解散に関する法律(昭

和四十三年法律第九十三号)

四十三 飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例

に関する法律(昭和四十八年法律第十八号)

四十四 日本てん菜振興会の解散に関する法律

(昭和四十八年法律第三十三号)

(通商産業省関係法律の廃止)

第四十四条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 帝國鉱業開発株式会社法(昭和十四年法律

第八十二号)

る法律(昭和二十二年法律第三十一号)

三 石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律

(昭和二十四年法律第十七号)

四 緊要物資の売払に関する法律(昭和二十六

年法律第二百二十九号)

五 昭和二十八年六月及び七月における大水害

並びに同年八月及び九月における風水害に伴

う中小企業信用保険法の特例に関する法律

(昭和二十八年法律第二百二十一号)

六 昭和二十八年六月及び七月における大水害

並びに同年八月及び九月における風水害によ

る被害小企業者に対する資金の融通に関する

特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十二

号)

七 昭和二十八年六月及び七月の大水害地域並

びに同年八月及び九月の風水害地域における

自転車競技法の特例に関する法律(昭和二十

八年法律第二百六十一号)

八 昭和二十九年八月及び九月の風水害による

被害小企業者に対する資金の融通に関する特

別措置法(昭和二十九年法律第二百十七号)

九 昭和二十九年八月及び九月における風水害

に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法

律(昭和二十九年法律第二百二十四号)

十 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び

九月の風水害を受けた中小企業者に対する資

金の融通等に関する特別措置法(昭和三十四

年法律第九十三号)

十一 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及

び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施

設の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十

四年法律第九十七号)

十二 昭和三十五年五月のチリ地震津波による

災害を受けた中小企業者に対する資金の融通

に関する特別措置法(昭和三十五年法律第

百十九号)

十三 昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七

月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴

う中小企業信用保険法の特例に関する法律

(昭和三十六年法律第二百一十二号)

十四 昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百一十三号)

(運輸省関係法律の廃止)

第四十五条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 外国において鉄道を敷設する帝國会社に関する法律(明治三十三年法律第八十七号)

二 富士身延鉄道株式会社及び白根鉄道株式会社所属鉄道買収に関する法律(昭和十六年法律第五十二号)

三 船舶管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭和二十七年法律第二十四号)

四 昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)

五 臨時船賃等改善助成利子補給法(昭和二十八年法律第五十号)

六 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百一十二号)

七 昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百一十八号)

(郵政省関係法律の廃止)

第四十六条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律(昭和三十四年法律第四十三号)

二 昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法(昭和四十二年法律第七十号)

(労働省関係法律の廃止)

第四十七条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百一十九号)

二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十九号)

三 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十三号)

四 昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法(昭和三十四年法律第九十五号)

(建設省関係法律の廃止)

第四十八条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十七号)

二 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十一号)

三 昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)

四 昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十三号)

五 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律(昭和三十五年法律第六十六号)

六 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭和三十五年法律第七十七号)

七 昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第二百九号)

八 昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百十号)

九 昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百一十一号)

十 昭和五十年及び昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律(昭和五十年法律第八十五号)

(自治省関係法律の廃止)

第四十九条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 神奈川県下郡廃置法律(明治二十九年法律第十九号)

二 長崎県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十号)

三 新潟県下郡界変更及び郡廃置法律(明治二十九年法律第二十一号)

四 山口県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十二号)

五 和歌山県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十三号)

六 福岡県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十四号)

七 佐賀県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十五号)

八 宮崎県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十六号)

九 東京府下郡廃置法律(明治二十九年法律第三十七号)

十 大阪府下郡廃置法律(明治二十九年法律第三十八号)

十一 兵庫県下郡廃置及び郡界変更法律(明治二十九年法律第三十九号)

十二 埼玉県下郡界変更及び郡廃置法律(明治二十九年法律第四十号)

十三 群馬県下郡廃置及び郡界変更法律(明治二十九年法律第四十一号)

十四 千葉県下郡廃置法律(明治二十九年法律第四十二号)

十五 茨城県下郡廃置及び郡界変更法律(明治二十九年法律第四十三号)

十六 栃木県下郡廃置法律(明治二十九年法律第四十四号)

十七 奈良県下郡廃置法律(明治二十九年法律第四十五号)

十八 三重県下郡廃置法律(明治二十九年法律第四十六号)

十九 静岡県下郡廃置法律(明治二十九年法律第四十七号)

二十 滋賀県下郡界変更及び郡廃置法律(明治二十九年法律第四十八号)

二十一 福島県下郡廃置法律(明治二十九年法律第四十九号)

二十二 岩手県下郡廃置法律(明治二十九年法律第五十号)

二十三 富山県下郡分離及び郡廃置法律(明治二十九年法律第五十一号)

二十四 鳥取県下郡廃置法律(明治二十九年法律第五十二号)

二十五 島根県下郡廃置法律(明治二十九年法律第五十三号)

二十六 熊本県下郡廃置法律(明治二十九年法律第五十四号)

二十七 鹿児島県下郡界及び郡界変更及び郡廃置法律(明治二十九年法律第五十五号)

二十八 岐阜県下郡廃置及び郡界変更法律(明治二十九年法律第八十六号)

二十九 愛媛県下郡廃置法律(明治二十九年法律第八十七号)

三十 広島県下郡廃置法律(明治三十一年法律

第八号)

三十一 愛媛県下郡界変更法律 (明治三十二年法律第二十二号)

三十二 香川県下郡界変更法律 (明治三十二年法律第四十一号)

三十三 大分県下郡界変更法律 (明治三十二年法律第四十一号)

三十四 岡山県下郡界変更法律 (明治三十二年法律第二十八号)

三十五 京都府下郡界並びに郡界変更法律 (明治三十五年法律第十四号)

三十六 和歌山県下郡界変更法律 (明治四十年法律第三十六号)

三十七 愛知県下郡界変更法律 (大正二年法律第五号)

三十八 埼玉県下郡界変更に関する法律 (大正十年法律第六十五号)

三十九 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律 (昭和二十八年法律第二百二十九号)

四十 昭和二十九年年度の揮発油課税に関する法律 (昭和二十九年法律第九十号)

四十一 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律 (昭和三十一年法律第一号)

四十二 昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律 (昭和三十年法律第七十六号)

四十三 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律 (昭和三十三年法律第百八十九号)

四十四 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律 (昭和三十四年法律第七十五号)

四十五 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律 (昭和三十四年法律第百七十九号)

四十六 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律 (昭和三十五年法律百十四号)

四十七 昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律 (昭和三十六年法律第二百二十二号)

四十八 参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法 (昭和四十九年法律第七十三号)

附則

一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律 (昭和三十四年法律第百七十九号)

四十六 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律 (昭和三十五年法律百十四号)

四十七 昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律 (昭和三十六年法律第二百二十二号)

四十八 参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法 (昭和四十九年法律第七十三号)

附則

一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条中厚生省設置法第二十条の改正規定 昭和五十七年十月一日

二 第十八条中あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第五項の改正規定及び第二十一条中柔道整復師法第十条の改正規定 昭和五十八年四月一日

三 第三十一条の規定 昭和五十八年十二月一日

四 第二十九条及び附則第五項から第八項までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日

五 第十八条の規定 (あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第五項の改正規定を除く。)、第二十条の規定及び第二十一条の規定 (柔道整復師法第十一条の改正規定を除く。)、公布の日から起算して二月を経過した日

六 第三十三条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

七 第三条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

八 第十條の規定による改正後の国税徴収法 (以下この項において「新法」という。) の規定は、この法律の施行の日以後に新法第九十五条の規定により行ふ公告に係る公売について適用する。

九 次各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 国際的協定又は国際的契約であつてこの法律の施行前にしたものに係る届出 第一条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六條第二項

二 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつたトランプ税 第八条の規定による改正後のトランプ税課税法第八條第三項

三 この法律の施行の際現に計量法第八十一條の二の指定を受けている者の指定の有効期間 第三十條の規定による改正後の同法第八十一條の八

四 附則第一項第五号に定める日前に次の各号に掲げる免許を取得した者の免許は、同日現在においてその者について、それぞれ当該各号に定める名簿を作成している都道府県知事が与えたものとみなす。

一 あん摩マツサージ指圧師免許 あん摩マツサージ指圧師名簿

二 はり師免許 はり師名簿

三 きゆう師免許 きゆう師名簿

四 柔道整復師免許 柔道整復師名簿

五 附則第一項第四号に定める日前に着手した軽微変更工事 (第二十九条の規定による改正後の高圧ガス取締法 (以下この項及び次項において「新高圧ガス法」という。) 第十四条第一項ただし書、第十四条の三第一項ただし書又は第十九条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更の工事に該当する工事をいう。次項及び附則第七項において同じ。) については、新高圧ガス法第十四条第二項、第十四条の三第二項又は第十九条第二項の規定は、適用しない。

六 附則第一項第四号に定める日前に軽微変更工事について第二十九条の規定による改正前の高圧ガス取締法 (次項において「旧高圧ガス法」という。) 第十四条第一項、第十四条の三第一項又は第十九条第一項の許可を受けていた者がする当該軽微変更工事に係る施設又は貯蔵所については、新高圧ガス法第二十条の規定は、適用しない。

七 前項に規定する許可を受けていた者であつて附則第一項第四号に定める日前に当該軽微変更工事に着手したものは、同日前に当該工事に係る施設又は貯蔵所につき旧高圧ガス法第二十条の完成検査を受け、これらが同条に規定する技術上の基準に適合していると認められた場合を除き、その完成後 (附則第一項第四号に定める日前に当該工事を完成した場合には、同日後) 遅滞なく、その完成の年月日その他の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

八 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

九 この法律 (附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定) の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十 (地方税法の一部改正)

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二号中「第六條第二項」を「第十四条の二第一項」に、「以下次号」を「次号」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

11 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十九号の四を削る。

第八条第九号の二を削る。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

12 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「道路運送法第九十九条第一項」を「当該届出をすべき事項が道路運送法第九十九条第一項の規定による届出をすべき事項に相当するときは、同項」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

13 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「ものの外」を「もののほか」に、「左の」を「次の」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(地方道路譲与税法の一部改正)

14 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項から第五項までを削る。

理由

行政事務の簡素合理化を図るため関係法律を整理するとともに、適用対象が消滅したこと等により法律の廃止を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。